

## 高齢者福祉

国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という「本格的な高齢社会」となっているなか、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、今年で15年が経過します。

本市においては、全国や北海道平均以上に高齢化が進んでいるなか、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画、函館市介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、介護保険制度の円滑な運営を図るほか、介護予防の推進や社会参加、生きがいの促進、生活環境の整備など的高齢者施策の総合的な取組みを進めています。

### 1 高齢者の状況

#### (1) 65歳以上の人口

(平成26年4月1日現在 単位：人)

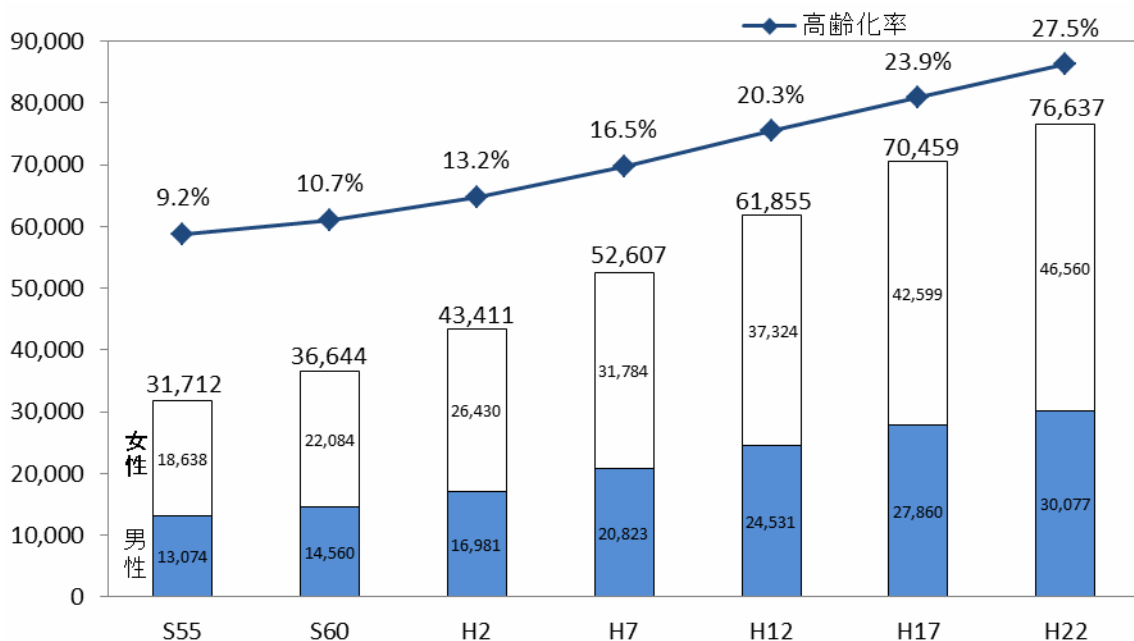
区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占め る割合 (%)
男	9,836	8,112	6,545	4,663	2,394	676	148	10	32,384	26.1
女	12,072	11,170	9,779	8,257	5,416	2,481	658	108	49,941	33.7
合計	21,908	19,282	16,324	12,920	7,810	3,157	806	118	82,325	30.2

65歳以上の人口割合

(各年国勢調査 単位：人，%)

区分 年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和55	345,165	31,712	13,074	18,638	9.2	8.1	9.1
60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0

※ 昭和55年～平成12年は旧町村分を合算



(2) ひとり暮らしの高齢者

(平成22年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,186	998	774	586	411	3,955
女	2,687	2,956	3,351	2,744	1,808	13,546
計	3,873	3,954	4,125	3,330	2,219	17,501

## 2 第6次函館市高齢者保健福祉計画，第5期函館市介護保険事業計画

### (1) 計画策定にあたって

#### ア 計画策定の背景

国民の約4人に1人が高齢者，9人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっており，平成23年6月には，高齢者が地域で自立した生活を営めるよう，医療，介護，予防，住まい，生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため，介護保険法等が改正されました。

このたび，前計画の計画期間（平成21～23年度）が満了したことから，新たな計画を策定するものです。

#### イ 法令などの根拠

介護保険の利用の有無にかかわらず，高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める老人福祉法に基づく老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と，介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

#### ウ 計画の策定に向けた取組みおよび体制

以下の取組みなどを通じて新たな計画を策定しました。

- 函館市福祉計画策定推進委員会の開催
- 市民への情報公開
- 各種調査の実施
  - ・ 日常生活圏域高齢者ニーズ調査
  - ・ 介護保険施設等入所申込者状況調査
  - ・ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

#### エ 計画期間

平成24年度から26年度までの3年間とします。

#### オ 他の計画との整合性

国の基本指針に即したものとし，北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図るとともに，第2次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。

### (2) 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状と推計

#### ア 人口と高齢化率の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にある一方で，65歳以上の人口（高齢者人口）は増加傾向にあり，平成25年から27年にかけては，団塊の世代が65歳となることから，今後数年間で急激に高齢者人口が増加し，高齢化率も上昇すると予測されます。

## イ 要介護（要支援）認定者数の推移と推計

本市における要介護認定者数は増加しており、高齢者人口に対する割合も増加傾向にあり、今後も高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加すると予測されます。

【人口と要介護(要支援)認定者数の推移と推計】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口(人)	285,365	282,892	280,311	277,160	273,922	270,578
65歳以上人口(人)	75,768	76,283	76,794	78,779	80,844	83,214
高齢化率(%)	26.6	27.0	27.4	28.4	29.5	30.8
要介護(要支援)認定者数(人)	14,666	15,343	16,338	17,398	18,482	19,529
65歳以上人口比(%)	19.4	20.1	21.3	22.1	22.9	23.5

※ 平成21～23年は住民基本台帳を基にした実績値(各年9月末日現在, 外国人登録含む)。

※ 平成24～26年はコーホート変化率法による推計(各年9月末日時点)。

### (3) 計画の基本理念

平成6年に宣言した「いきいき長寿都市」宣言の内容を計画の理念とします。

#### いきいき長寿都市宣言

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

### (4) 重点的に取り組む事項

#### ア 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターを中核としたネットワークの構築や各種事業の実施、地域密着型サービスの基盤整備などの総合的な取組みを図ります。

そのため、中核となる地域包括支援センターの充実、体制強化に努めます。

#### イ 健康・生きがいがづくり、介護予防の推進

健康や生きがいがづくり、介護予防の意識の普及啓発や各種事業への参加促進を図るとともに、「ボランティアポイント事業」の導入について検討していきます。

**ウ 在宅生活を支えるネットワークの充実**

地域包括支援センターを中心とした地域での見守り体制や虐待防止の取組みの充実を図るとともに、「(仮称)介護支援隊」の設置の検討を進めます。

**エ 認知症対策の推進**

認知症に関する知識や理解を深めるとともに、認知症の方やその家族等に対する支援や予防から早期発見、早期対応、介護までの一貫した施策の充実を図ります。

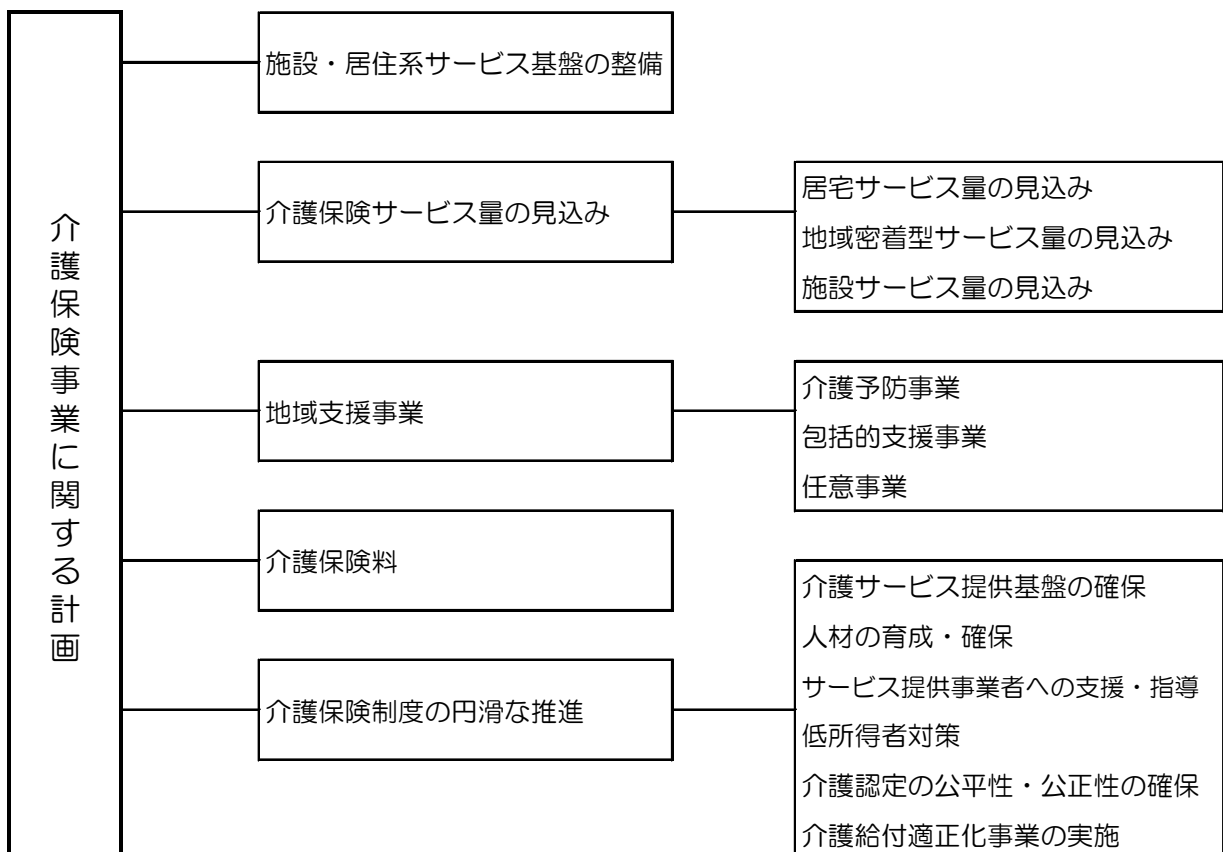
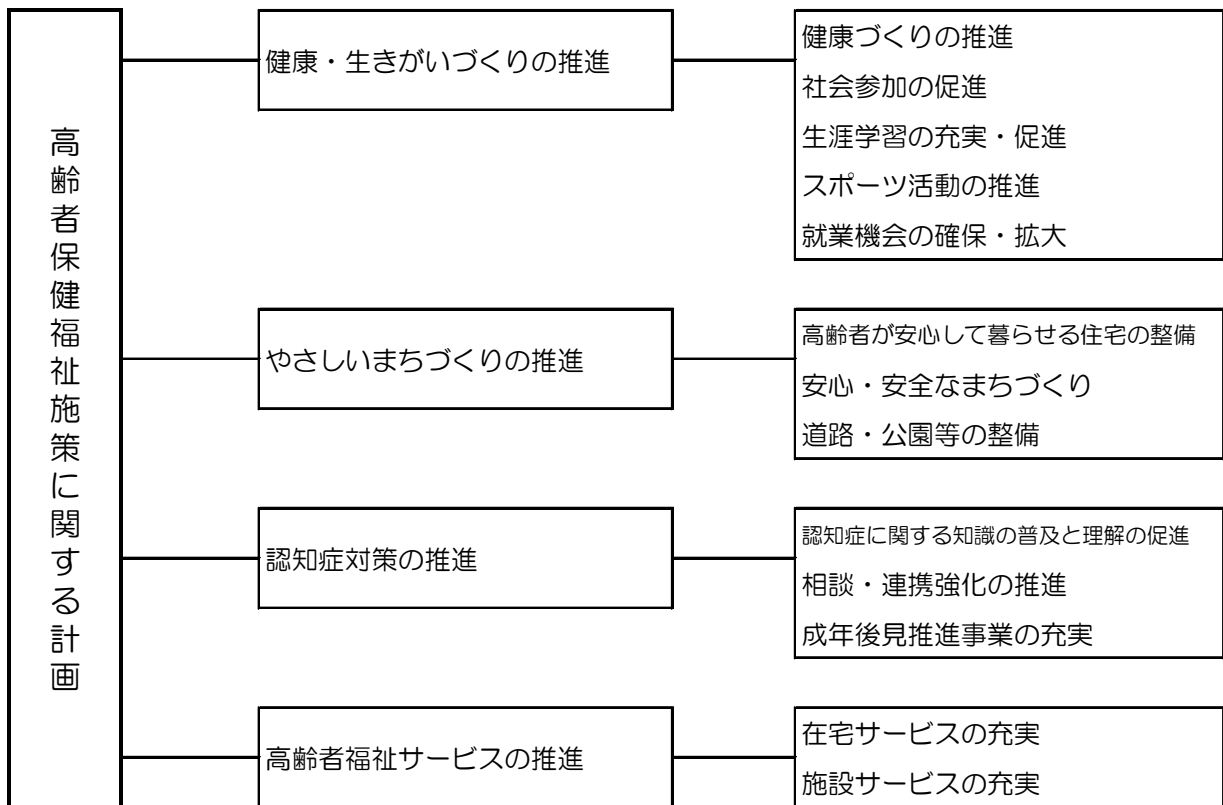
**オ 地域密着型サービス提供基盤の整備**

地域密着型の特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」の提供体制の確保に努めます。

**カ 施設・居住系サービス提供基盤の整備**

特別養護老人ホーム、介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームの整備を図ります。

(5) 施策の体系



## (6) 高齢者保健福祉施策に関する計画

### ア 健康・生きがいつくりの推進

#### (7) 健康づくりの推進

疾病予防対策として、正しい知識の普及と特定健康診査やがん検診の必要性の啓発、受診率の向上に努めるとともに、健康づくりの取組みとして、健康づくりボランティアの育成や健康に関する学習機会の充実、健康増進事業の実施や地域住民組織による健康づくり活動の促進などに取り組みます。

- ・健康教育 ・訪問指導 ・市民健康づくり推進員の育成
- ・ヘルスマイトの育成 ・健康増進センター

#### (イ) 社会参加の促進

生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層推進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

- ・老人クラブに対する支援 ・高齢者交通料金助成制度
- ・老人福祉センターの整備 ・高齢者サロン、高齢者ショップの設置

#### (ウ) 生涯学習の充実・促進

地域で気軽に学習活動ができる場の環境整備や多様な学習ニーズに対応できる学習プログラムの研究、開発、高齢者自らが役割や社会参加を考え、学習成果や知識・経験をボランティア活動や指導的役割に生かすことができる機会の創出や情報提供に努めます。

- ・高齢者大学等

#### (エ) スポーツ活動の推進

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域に根ざした指導者の育成や世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催の推進など、生涯スポーツの普及、振興に努めます。

#### (オ) 就業機会の確保・拡大

高年齢者雇用確保措置についての周知や雇用促進ガイドの配布など、就業機会の確保を図るとともに、シルバー人材センターを支援します。

- ・シルバー人材センターへの支援

### イ やさしいまちづくりの推進

#### (7) 高齢者が安心して暮らせる住宅の整備

##### a 高齢者向け住宅の供給促進

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や登録された住宅に係る情報提供を行うとともに、市営住宅のエレベーターの設置を計画的に進め、「特定目的住宅」として高齢者が優先して入居できる住戸数を増やしていくほか、民間住

宅の活用による新たな居住支援策の検討を進めます。

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録

#### **b 住宅の改修等への支援**

住宅の改修方法などについて安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

### **(4) 安心・安全なまちづくり**

#### **a 防火・防災対策の強化**

身体の不自由な高齢者宅等（災害時要援護者等）に対する定期的な家庭訪問や住宅用火災警報器の設置推進，日常の火気取扱いに対する安全確保や災害時における避難に関する指導などを行うほか，防火・防災に関する啓発や応援協力体制の整備，自主防災組織の育成支援，災害時要援護者避難支援プランの策定にあたっての啓発活動を行います。

#### **b 交通安全対策の強化**

高齢者の交通安全教室等の開催による指導を行うほか，反射材の活用等交通安全用品の普及に努めます。

#### **c 防犯意識の普及・啓発**

トラブルの事例の紹介など，消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図るとともに，相談体制の充実に努めます。

### **(5) 道路・公園等の整備**

歩道の段差・勾配の解消，視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進するとともに，安全で利用しやすく，多くの人に親しまれる公園・緑地等の整備に努めます。

## **ウ 認知症対策の推進**

認知症に関する知識や理解を高めるとともに，認知症の方やその家族等に対する支援や，予防から早期発見，早期対応，そして介護までの一貫した施策の充実に図り，安心して地域で暮らしていただけるための事業を実施していきます。

### **(7) 認知症に関する知識の普及と理解の促進**

広く市民に認知症に関する知識と理解を深めるための取組みを進めます。

- ・家族のための認知症介護講座
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症予防教室（わいわい倶楽部）
- ・認知症ガイドの配布

### **(4) 相談・連携強化の推進**

認知症に関する相談窓口の周知や早期発見，早期対応等，認知症の方やその家族を地域で支える体制の充実に図ります。

- ・認知症相談
- ・函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム



- ・関係機関との連携強化

#### (ウ) 成年後見推進事業の充実

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・市民後見推進事業

### エ 高齢者福祉サービスの推進

#### (ア) 在宅サービスの充実

各種保健・福祉サービスの充実とわかりやすい周知を図るとともに、介護保険サービスとの組合せなど、包括的にサービスを提供します。

- ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ・外出支援（送迎）サービス
- ・除排雪サービス
- ・寝具洗濯乾燥消毒サービス
- ・いきいき住まいリフォーム助成事業
- ・高齢者生活援助員派遣サービス
- ・生きがい活動支援通所サービス
- ・ショートステイサービス
- ・在宅福祉ふれあいサービス事業
- ・（仮称）介護支援隊の創設

#### (イ) 施設サービスの充実

地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、入所希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス
- ・生活支援ハウス
- ・有料老人ホーム

### (7) 介護保険事業に関する計画

#### ア 日常生活圏域の設定

第5期計画においては、第4期計画に引き続き西部、中央部、東中央部、北東部、北部、東部の6圏域を日常生活圏域としますが、人口・面積・移動時間のバランスや地域で活動する町会、民生委員の区域との整合性などの課題があることから、より適切な圏域のあり方について、計画期間中に検討を進めていきます。

#### イ 施設・居住系サービス基盤の整備

「介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査」の結果や今後の高齢者人口や要介護認定者数の増加見込みから、平成26年度時点における、要介護4・5で居場所が「在宅・病院」である入所（入居）の緊急度が高いと思われる方を461人と見込み、グループホームの申込者のうち要介護2・3で居場所が「在宅・病院」であった55人分を加えた516人分の入所（入居）先の確保のため、522床分の整備を計画し、圏域ごとのサービス提供基盤の状況や事業者意向調査などを総合的に勘案して施設種別や圏域ごとの整備計画を次のとおりとし、前期計画と同様に公募により事業者を選定することとします。

○第5期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備の見込み

施設種別	圏域	第4期計画				第5期計画						平成26年度末見込み				
		整備実績		平成23年度末見込み		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計		箇所数	定員数	
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数			
介護保険3施設 (サービス施設)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	-	1	50	13	993			-	200			-	200	-	1,193
	介護老人保健施設	-			9	1,088							0	0	9	1,088
	介護療養型医療施設	-			6	246							0	0	6	246
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設 (29人以下特別養護老人ホーム)	合計			1	20			3	87			3	87	4	107
		西部			0	0			1	29			1	29	1	29
		中央部			0	0			1	29			1	29	1	29
		東央部			0	0							0	0	0	0
		北東部			1	20			1	29			1	29	2	49
		北部			0	0							0	0	0	0
		東部			0	0							0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	合計	3	54	40	736	5	90					5	90	45	826
		西部			5	126							0	0	5	126
		中央部	1	18	11	180							0	0	11	180
		東央部	1	18	7	126	2	36					2	36	9	162
		北東部			10	160	2	36					2	36	12	196
		北部			5	108							0	0	5	108
		東部	1	18	2	36	1	18					1	18	3	54
	地域密着型 特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型 有料老人ホーム等)	合計	5	145	7	203	5	145					5	145	12	348
		西部	1	29	1	29	1	29					1	29	2	58
		中央部	1	29	2	58	1	29					1	29	3	87
		東央部			1	29	1	29					1	29	2	58
		北東部	2	58	2	58	1	29					1	29	3	87
		北部	1	29	1	29	1	29					1	29	2	58
		東部			0	0							0	0	0	0
サービス 住宅	混合型 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)		4	300 (150)	13	874						0	0	13	874	
施設・居住系サービス合計			13	549 (399)	89	4,160	10	235	-	287	0	0	-	522	-	4,682

※1 第4期の整備実績は、整備中であるもの(見込み)を含み、療養病床の転換によるものは除いている。

※2 第5期における地域密着型を含む特別養護老人ホームの整備年度については、補助金や設計協議等に期間を要することから、平成25年度としている。

※3 混合型特定施設入居者生活介護の第4期実績の( )内は、利用定員(要支援・要介護者数)を記載している。

## ウ 介護保険サービス量の見込み

高齢者人口および要介護（要支援）認定者数の推計と利用実績からサービス種別ごとに年間のサービス量等を見込み、各サービスともに高齢者人口の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されるため、サービス量は概ね増加するものとしていきます。

## エ 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を実施します。

### (7) 介護予防事業

#### a 二次予防事業

要介護状態等となるおそれの高い高齢者を基本チェックリストを含む生活機能評価の実施により早期に把握（二次予防事業対象者把握事業）し、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」を行う通所型介護予防事業のほか、保健師等が居宅を訪問する訪問型介護予防事業を実施しています。

- ・二次予防事業対象者把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

※平成 25・26 年度は基本チェックリストの配布により把握

#### b 一次予防事業

介護予防に関する知識の普及啓発のため、すべての高齢者を対象として、講演会や健康教育、健康相談等を実施するほか、地域で積極的に介護予防に取り組む地域組織や人材の育成と支援を行います。

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業

### (4) 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域包括支援センターが中心となり、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的かつ継続的に支援します。

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談・支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

### (5) 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・住宅改修支援事業
- ・地域自立生活支援事業 等

## オ 介護保険制度の円滑な推進

### (7) 介護サービス提供基盤の確保

計画の内容やサービス提供事業所の詳細な情報，事業者の公募や活用できる補助金等についての周知を図ります。

### (イ) 人材の育成・確保

介護保険サービス事業所の職員対象の研修会やケアマネジャーに対する定期的な研修・指導を実施します。

### (ロ) サービス提供事業者への支援・指導

地域密着型サービス事業所のほか，北海道から移行となる居宅サービス事業所などの指定監督業務などを通じ，指導・助言に努めます。

### (ハ) 低所得者対策

#### a 介護保険料の減免

生活困窮者保険料軽減制度を引き続き実施します。

#### b 利用者負担の軽減

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置，社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援を引き続き実施します。

### (ニ) 介護認定の公平性・公正性の確保

#### a 訪問調査

国や道の研修のほか，市独自の研修を実施するなど，訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図ります。

#### b 介護認定審査会

公平で統一性が保たれた判定を行うための研修の充実のほか，より迅速な判定を行える審査体制の整備を進めます。

### (ホ) 介護給付適正化事業の実施

認定調査状況のチェック，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を引き続き実施します。

## (8) 計画の推進に向けて

### ア 相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市の高齢者・介護総合相談窓口，福祉サービス苦情処理制度など，窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるほか，介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて広く周知を図ります。

#### イ 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員や町会，社会福祉協議会などとのネットワークの充実，連携を図ります。

#### ウ 計画の進行・管理

「函館市福祉計画策定推進委員会（現：函館市高齢者計画策定推進委員会）」や各種協議会等の開催によりご意見をいただき，その後の施策の反映に努めます。

### 3 介護保険

#### (1) 介護保険制度の概要

##### ア 制度導入の目的

介護保険制度は、本格的な高齢社会を迎え、介護が必要となっても、その状態に応じて各種サービスを自ら選択して総合的に利用することにより、地域で自立した生活を送ることができるよう、これまで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うための新しい社会保険制度として平成12年4月からスタートしました。

##### イ 要支援高齢者等の推計 (「第5期函館市介護保険事業計画」における推計値)

(単位：人)

区分	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	277,160	273,922	270,578
65歳以上人口	78,779	80,844	83,214
高齢化率	28.4%	29.5%	30.8%
要支援者・要介護者 (対65歳以上人口)	17,398 (22.1%)	18,482 (22.9%)	19,529 (23.5%)
在宅サービス対象者	15,157	16,141	17,086
要支援1	3,533	3,748	3,946
要支援2	2,619	2,739	2,855
要介護1	2,720	2,877	3,016
要介護2	2,312	2,570	2,834
要介護3	1,546	1,584	1,615
要介護4	1,148	1,183	1,219
要介護5	1,279	1,440	1,601
施設サービス対象者	2,242	2,342	2,442
介護老人福祉施設	997	1,097	1,197
介護老人保健施設	992	992	992
介護療養型医療施設	253	253	253

ウ 要介護認定の状況（平成 26 年 5 月末現在）

（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	4,122	2,597	3,510	2,409	1,846	1,810	1,761	18,055
65歳以上 75歳未満	615	455	469	324	225	238	203	2,529
75歳以上	3,507	2,142	3,041	2,085	1,621	1,572	1,558	15,526
第2号被保険者	51	74	85	70	43	35	45	403
合 計	4,173	2,671	3,595	2,479	1,889	1,845	1,806	18,458

エ 制度の概要

制度の特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること</li> <li>・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること</li> <li>・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと</li> <li>・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと</li> </ul>
運 営 主 体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40 歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 号被保険者 65 歳以上の方</li> <li>・ 第 2 号被保険者 40 歳～64 歳の方</li> </ul>
サービスの利用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方</li> <li>・ 第 2 号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16 疾病）により、介護や生活支援が必要な方</li> </ul>
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の 1 割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

(2) 介護保険サービス

介護保険のサービスは、在宅サービスが 14 種類、地域密着型サービスが 8 種類、施設サービスが 3 種類です。

ア 在宅サービス（平成 26 年 3 月 31 日現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	94(92)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	7(7)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	18(18)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	14(12)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	84(84)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	16(15)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	27(25)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	11(9)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	13(13)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	24(23)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度 10 万円)	24(23)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給(限度 20 万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等(利用者負担なし)	99 (6)

※ 事業者数欄の ( ) 内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 25 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1人当たり利用回数
在宅サービス利用者	114,925 人	9,577 人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
訪問介護	6,952 人	803,154 回	2.2 回/週
訪問入浴	321 人	9,428 回	0.6 回/週
訪問看護	1,216 人	58,907 回	0.9 回/週
訪問リハビリテーション	428 人	34,181 回	1.5 回/週
通所介護	6,959 人	390,968 回	1.1 回/週
通所リハビリテーション	2,005 人	121,593 回	1.2 回/週
短期入所	2,128 人	115,874 日	1.0 日/週



区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
特定施設入居者生活介護	9,032人	753人

イ 地域密着型サービス（平成26年3月31日現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	8(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	1(-)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	4(4)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	15(15)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	45カ所(45) 92ユニット
複 合 型 サ ー ビ ス	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	3(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	12(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	2(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成25年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		実利用者数	延利用回数
サービス利用者	4,291人	358人	
サービスの利用状況		延利用回数	1人あたり利用回数
定期巡回・随時対応型サービス	140人	5,496回	0.8回/週
夜間対応型訪問介護	7人	12回	0.1回/週
認知症対応型通所介護	95人	7,358回	1.5回/週
小規模多機能型居宅介護	432人	65,387回	2.9回/週
複 合 型 サ ー ビ ス	13人	2,324回	3.4回/週

サービスの利用状況	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
認知症対応型共同生活介護	9,539人	795人
地域密着型特定施設入居者生活介護	3,664人	305人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	230人	19人

ウ 施設サービス（平成 26 年 3 月 31 日現在）

区分	内容	施設数	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な 方が入所する施設	14	1,103 人
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケ アが必要な方が入所する施設	9	1,088 人
介護療養型医療施設 （療養型病床群等）	長期の治療を必要とする方のために、介護 職員が手厚く配置された医療機関の病床	6	246 人

※ 施設サービスの利用は、要介護 1 以上の方です。

サービスの利用状況（平成 25 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
介護老人福祉施設	11,780 人	982 人
介護老人保健施設	11,370 人	948 人
介護療養型医療施設	2,641 人	220 人

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則としてかかった費用の 1 割を負担していただきますが、低所得者に対しては、各種軽減措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（平成 25 年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 （障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定 率負担額が 0 円だった方の利用者負担を全額免除）	0 人	0 人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 （利用者負担額（1 割分）を 50%または 25%軽減 生活保護受給者の食費・居住費を 100%軽減）	1,366 人	114 人
負担額限度額対象者 （施設入所者の食費の一部負担軽減）	30,687 人	3,785 人
特定負担額限度額対象者 （特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減）	420 人	35 人
高額介護（介護予防）サービス費支給対象者 （月額利用者負担の一定額以上を給付）	31,770 人	2,648 人

(4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

ア 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて、6段階に分けられています。

(7) 段階別の保険料（平成24年度～平成26年度）

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税</li> </ul>
	世帯全員が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	世帯の中に市民税課税者がいる世帯	本人の合計所得金額が190万円未満	本人の合計所得金額が190万円以上
算 定 式	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
月額保険料	2,510円	2,510円	3,765円	5,020円	6,275円	7,530円

※ 基準額 5,020円

(平成26年5月末現在)

被 保 険 者 数						
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (基準額)	第5段階	第6段階	計
5,239人 (6.4%)	19,158人 (23.5%)	12,804人 (15.7%)	16,973人 (21.0%)	19,052人 (23.4%)	8,356人 (10.2%)	81,582人 (100%)

※ 4・5月に資格取得した者を除く

(イ) 平成25年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特別徴収	普通徴収	滞納繰越分	合 計
調 定 額	3,940,024	554,247	94,391	4,588,662
収入済額	3,949,175	491,402	24,868	4,465,445
収 納 率	100.2%	88.7%	26.3%	97.3%

**(ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等**

- ・ 災害、失業、その他の事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予するなどの制度があります。
- ・ 第3段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成13年度(10月)

内 容 保険料第3段階で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方を第1段階の保険料に軽減します。

**イ 第2号保険料**

第2号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

**(5) 地域支援事業**

**ア 二次予防事業対象者把握事業**

開始年度 平成18年度

内 容 基本チェックリストを高齢者に配布することにより、二次予防事業対象者を広く把握します。

平成26年度予算額 17,805千円

**イ 通所型介護予防事業**

開始年度 平成18年度

内 容 二次予防事業対象者について、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」のプログラムを通所により行い、状態の改善を図ります。

実施施設 市内26事業所

平成26年度予算額 22,466千円

**ウ 訪問型介護予防事業**

開始年度 平成18年度

内 容 認知症、うつ、閉じこもり等のおそれのある二次予防事業対象者を訪問し、必要な相談、助言を行うことにより、要介護・要支援状態となることを予防します。

平成26年度予算額 8千円

## エ 一般介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 一次予防事業対象者に対して、転倒予防をはじめとする介護予防の知識の習得や運動実践を行う教室を開催するほか、町会・老人クラブ等の団体に対して、介護予防に関する講話と実技の指導を行います。

平成 26 年度予算額 393 千円

## オ 一般地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 東部保健事務所管内において介護予防に取り組むグループを育成するほか、既存の住民グループに保健師を派遣するなどの支援を行います。

平成 26 年度予算額 37 千円

## カ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。

平成 26 年度予算額 500 千円

## キ 生活管理指導員派遣事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが、支援が必要な方を対象に生活管理指導員を派遣し、日常生活における必要な支援・指導を行います。

実施施設 訪問介護事業所 75 事業所

平成 26 年度予算額 8,344 千円

## ク 生活管理指導短期宿泊事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが、支援が必要な方を対象に、一定期間（原則 7 日以内）短期入所生活介護施設等に宿泊させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 32 施設

平成 26 年度予算額 193 千円

## ケ 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域(6 圏域)に 1 か所ずつ高齢者あんしん相談窓口地域包括支援センターを設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・介護予防事業や予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域のネットワーク構築、高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談・支援事業
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護事業
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

平成 26 年度予算額 256,810 千円

## コ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 26 年度予算額 612 千円

## サ 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービスを利用しなかった方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

平成 26 年度予算額 500 千円

## シ 家族介護支援員

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため訪問や電話相談を行います。

平成 26 年度予算額 500 千円

## ス 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

平成 26 年度予算額 392 千円

## セ 在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定された方を在宅（介護保険施設以外への入院含む）で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 6,250 円まで）を給付します。

平成 26 年度予算額 16,221 千円

## ソ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

委 託 先 社会福祉法人および民間事業者 5 事業者

年 度	23	24	25
延利用食数	67,718	53,853	41,976

平成 26 年度予算額 20,763 千円

## タ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地 4 号棟（40 戸）

平成 26 年度予算額 2,609 千円

## (6) 認知症対策

高齢社会の進展に伴い認知症高齢者が増加していることから、認知症に関する知識と理解を高めるとともに、介護に携わる家族や介護関係者の介護の質の向上を目的とする施策をはじめ、関係機関の連携のもと予防から早期発見・早期対応、介護までの一貫した施策の充実を図るための事業を実施します。

### ア 認知症介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 町会・老人クラブ等の団体に対して、認知症の予防や早期発見、早期診断等の認知症に関する講話を行います。

平成 26 年度予算額 250 千円

### イ 家族のための認知症介護講座

開始年度 昭和 60 年度

内 容 認知症高齢者を介護している家族が、認知症に関する知識を得て理解を深めるとともに、介護の経験などの情報交換などにより、具体的な介護方法を学ぶことを目的に開催します。

実施状況

年 度	区 分	実施回数	延人員
23		6	50
24		6	57
25		6	43

平成 26 年度予算額 124 千円

### ウ 函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

開始年度 平成 9 年度

内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に連絡通報、保護体制のシステムを実施します。

保護状況

年 度	区 分	実人員	延人員
23		22	23
24		5	5
25		15	16



## エ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

区 分 年 度	実施回数	延人員
23	26	844
24	21	653
25	22	612

平成 26 年度予算額 134 千円

## オ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で、一定の要件に該当する方に、市長申立てを行うほか、成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度/区分	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
23	2	1	0
24	4	2	1
25	1	0	2

平成 26 年度予算額 4,471 千円

#### 4 高齢者福祉サービスの推進

##### (1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

##### 活動状況（平成25年度）

区分	生活管理指導 員派遣		生活管理指導 短期宿泊		生きがい活動 支援通所		生活援助員派 遣		食の自立支援 事業	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	98	-	10	5	93	-	43	-	105	-
亀田	57	-	1	-	40	-	2	-	31	-
戸井	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-
恵山	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-
椴法華	-	-	13	-	5	-	-	-	4	-
南茅部	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	157	-	24	5	139	-	49	-	140	-

区分	ショートステ イ		緊急通報システム 設置		家族介護用品 給付等		リフォーム助 成		老人ホーム入 所	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	162	-	422	-	66	-	29	-	189	-
亀田	149	-	303	7	88	-	34	8	25	-
戸井	3	-	19	-	3	-	-	-	-	-
恵山	19	-	11	-	1	-	-	-	2	-
椴法華	3	-	3	-	3	-	-	-	6	-
南茅部	-	-	24	-	5	-	1	-	1	-
計	336	-	782	7	166	-	64	8	223	-

活動状況つづき（平成 25 年度）

区分	在宅介護相談		保健・医療相談		除排雪		虐待対応	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	1,303	67	51	-	546	-	519	209
亀田	952	-	33	-	368	2	28	9
戸井	259	-	-	-	12	-	-	-
恵山	2	-	-	-	18	-	1	-
椴法華	166	-	1	-	24	-	-	-
南茅部	163	-	-	-	34	-	-	-
計	2,845	67	85	-	1,002	2	548	218

平成 26 年度予算額 326 千円  
 費用の負担 全額市費負担

区分	その他		合計	
	相談	調査	相談	調査
高齢	79	-	3,715	281
亀田	4	-	2,115	26
戸井	25	-	324	-
恵山	14	-	71	-
椴法華	-	-	228	-
南茅部	5	-	234	-
計	127	-	6,687	307

(2) 高齢者等在宅生活支援事業

ア 配食サービス事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 椴法華地区におけるひとり暮らしの高齢者等で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

委託先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 26 年度予算額 6,904 千円

費用の負担 全額市費負担

イ 寝具乾燥サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者に対し、衛生管理のための寝具の乾燥等を行います。

委託先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター

社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 26 年度予算額 292 千円

費用の負担 全額市費負担

**ウ 外出支援サービス事業**

開始年度 平成 7 年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 26 年度予算額 6,399 千円

費用の負担 全額市費負担

**エ 除排雪サービス事業**

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター，函館建築板金事業協同組合  
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 26 年度予算額 2,490 千円

費用の負担 全額市費負担

実施状況

区 分 / 年 度	23	24	25
配 食	延 16,284食	延 16,075食	延 15,939食
寝 具 乾 燥	延 102件	延 108件	延 102件
外 出 支 援	延 3,570人	延 4,395人	延 3,803人
除 排 雪	延 1,284件	延 1,265件	延 1,217件
電 話 安 否 確 認	155世帯	155世帯	155世帯

※電話安否確認は平成 26 年 4 月より委託事業から補助事業へ移行。

**(3) 高齢者生活援助員派遣事業**

開始年度 平成 12 年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的軽易な生活援助サービスを行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター  
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 26 年度予算額 165 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (4) 生きがい活動支援通所事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが支援が必要な方を対象に、デイサービスセンターにおいてレクリエーションや日常動作訓練などを行います。

実施施設 デイサービスセンター56 か所

平成 26 年度予算額 13,163 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (5) 生活管理指導短期宿泊事業（榎法華地区）

開始年度 平成 12 年度

内 容 榎法華地区における高齢者で、要介護認定において「非該当」と認定された方を、一定期間（原則 7 日以内）養護老人ホーム等に入所させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 26 年度予算額 776 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (6) ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の支給限度額を超える短期入所が必要な方を対象に、一定期間短期入所生活介護施設等へ入所させ、介護を行います。

実施施設 短期入所生活介護施設等 32 施設

平成 26 年度予算額 1,854 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (7) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配付し、万一の際の救命活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準じる世帯

平成 26 年度予算額 103 千円

費用の負担 全額市費負担

配付状況 16,483 本(平成 25 年度末現在)

(8) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成4年度

内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。

対 象 者 おおむね65歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。

ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方

イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方  
ウ ア、イの要件を満たさない85歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方

エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備 緊急通報 …… 消防本部

相談通報 …… 保健福祉部高齢福祉課

端末機の整備状況

年 度	23	24	25
新規設置台数	252	328	281
年度末設置台数	1,959	2,030	2,080

平成26年度予算額 44,785千円

費用の負担 全額市費負担

(9) いきいき住まいリフォーム助成事業

開始年度 平成6年度

内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが、車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう、住宅を改造(バリアフリー化)する費用の一部を助成します。(前年の所得税が課税されていない世帯が対象)

対象工事 玄関、廊下、浴室、便所、洗面所等の段差解消、手すり取付、ドアの取替等の部分的な改造工事

助 成 額 改造工事に要する費用の3分の2、上限50万円

(ただし、介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を除く。)

実施状況

年 度	23	24	25
利用件数	2	7	4

平成26年度予算額 2,184千円

費用の負担 全額市費負担

#### (10) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度	平成3年度
内 容	「函館市在宅福祉ふれあい基金」の運用から生ずる益金等をもって、地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に助成し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
基金の額	1,394,116,139円（平成26年3月末日現在）
実施主体	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会
事業内容	ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業 町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等 イ ボランティア団体が行う福祉活動の支援に関する事業 ボランティア活動を実践している団体に対する援助 ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康、生きがいづくりの推進に関する事業 老人花園菜園活動、世代間交流活動等 エ 在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業 ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等
補助率	対象経費の10分の9
平成26年度予算額	35,351千円

#### (11) 生活支援ハウス運営事業

開始年度	平成13年度
内 容	独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援します。
施設数	3施設
平成26年度予算額	44,508千円
費用の負担	全額市費負担

#### (12) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度	平成17年度（※中核市移行により平成17年10月北海道から移管）
内 容	老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。
施設数	5施設
平成26年度予算額	135,242千円
費用の負担	全額市費負担

(13) 在日外国人高齢者福祉給付金

開始年度 平成7年度（平成9年度改正）

内 容 年金制度上、老齢を支給事由とする公的年金の受給要件を満たすことができない方に福祉給付金を支給します。

対 象 者 函館市に住所を有する、大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた在日外国人等の方

支 給 額 月額12,000円

支給状況

年 度	23	24	25
支給者数（人）	1	1	0

平成26年度予算額 予算計上なし

費用の負担 月額10,000円の道費補助があります。



## 5 高齢者の生きがいつくりの推進

### (1) 長寿祝状

開始年度 平成 24 年度（敬老祝金は平成 23 年度で廃止）

内 容 永年，社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うため，寿賀を迎える年度に祝状を贈呈します。

平成 26 年度予算額 300 千円

費用の負担 全額市費負担

### (2) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 24 年度（交通機関乗車料金助成は平成 23 年度で廃止）

内 容 70 歳以上の高齢者が，函館市企業局および函館バス(株)が販売する乗車カードを購入する際に，購入額の一部を助成します。

対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者  
(障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。)

助成方法 額面千円と 5 千円の乗車カードを半額で購入することができる「高齢者交通料金助成券」を 1 年度につき 1 冊 6,000 円分(500 円券 12 枚綴)を交付します。

平成 26 年度予算額 174,997 千円

費用の負担 全額市費負担

### (3) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度

内 容 旧恵山町，旧榎法華村および旧南茅部町地区において，所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより，高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については，各地区毎で異なります。なお，旧恵山町地区においては，障がい者，母子家庭の方への優待も行っています。

平成 26 年度予算額 8,308 千円

費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

### (4) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度

内 容 高齢者の知識および経験を生かし，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，老後の生活を豊かなものにするとともに，明るい長寿社会づくりを目的に，老人クラブに運営費を補助します。

会員数の  
状 況

区分 / 年度	23	24	25
クラブ数	122	122	121
会員数(人)	8,296	7,943	7,540

補助額 1クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）  
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

平成 26 年度予算額 12,307 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

#### (5) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。

平成 26 年度予算額 8,116 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

#### (6) 焼物教室開催事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 焼物教室を通して情操を高めるとともに、参加者相互の親睦を深めることを目的に開催します。

実施施設 特別養護老人ホーム函館共愛会愛泉寮

実施状況 開催期間：5 月～10 月（毎週 1 回）開催回数：20 回

年 度	23	24	25
受講者数（人）	55	72	61

平成 26 年度予算額 989 千円

費用の負担 全額市費負担

#### (7) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする 1 か月間

（平成 25 年度） 会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 775 人

平成 26 年度予算額 9 千円

費用の負担 全額市費負担

## (8) 老人福祉大会

開始年度 昭和49年度

内 容 多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛するとともに、その長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する関心と理解を深め、また、高齢者の生活向上の意欲を高めることを目的として開催します。

主 催 函館市老人クラブ連合会

主な行事 老人福祉功労者等の表彰および講演

参加者 約800名（平成25年度）

## (9) 老人福祉センター

高齢者（60歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師や医師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人福祉センター	谷地頭老人福祉センター
所在地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号
種 別	A型	A型
敷地面積	2,500㎡	1,304.67㎡
建 物	ブロック造平屋建670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建958.86㎡
総工費	57,080千円	560,804千円
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日移転改築
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時30分～午後4時30分
料 金	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	金曜日

区 分	美原老人福祉センター	総合福祉センター内老人福祉センター
所在地	美原1丁目29番19号	若松町33番6号
種 別	A型	B型
敷地面積	2,463.90㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	鉄骨造平屋建824.58㎡	
総工費	223,770千円	—
開設年月日	昭和56年4月8日	平成6年4月1日
入浴設備	沸かし湯	無
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時～午後5時
料 金	無 料	無 料
休 館 日	火曜日	月曜日

利用状況（続き）

年 度	22		23	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	82,291 (75,452)	282 (258)	77,037 (68,713)	263 (235)
谷 地 頭	86,539 (84,209)	295 (287)	73,672 (71,073)	252 (243)
美 原	69,677 (62,927)	238 (215)	67,424 (58,847)	229 (200)
総合福祉センター内	61,375	199	65,897	214
計	299,882 (222,588)	1,014 (760)	284,030 (198,633)	958 (678)

年 度	24		25	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	69,129 (60,896)	238 (209)	72,135 (65,454)	248 (225)
谷 地 頭	62,412 (60,203)	214 (206)	64,135 (62,614)	219 (214)
美 原	66,669 (58,143)	228 (198)	62,530 (54,528)	213 (186)
総合福祉センター内	61,407	199	60,648	198
計	259,617 (179,242)	879 (613)	259,448 (182,596)	878 (625)

平成 26 年度予算額 101,130 千円（総合福祉センター内センターの経費は除く。）

費用の負担 全額市費負担

## 6 要援護高齢者対策の推進

### (1) 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

措置状況

(平成26年4月1日現在)

区 分	施設数	男	女	計
市 内 施 設	2 か所	40 人	222 人	262 人
市 外 施 設	8	10	57	67
計	10	50	279	329

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），ひのき荘（江差町），静山荘（札幌市），緑風苑（旭川市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），慶和園（京極町）

平成 26 年度予算額 576,650 千円

費用の負担 全額市費負担

### (2) 要援護高齢者等対策事業

開始年度 平成 22 年度

内 容 (1) 要援護高齢者対策ネットワーク協議会

高齢者虐待防止および高齢者見守りネットワーク事業の推進について、関係機関との連携を図るため、司法関係者、学識経験者等各分野の専門家や、行政、医療関係、介護関係、警察等関係機関・団体の代表者が集まり、情報交換、連携のあり方および役割分担について協議する。（年 2 回開催）

(2) 高齢者虐待の防止および孤立防止にかかる普及啓発

- ・講演会の開催
- ・リーフレットの配付
- ・パネル展の開催

平成 26 年度予算額 813 千円

(3) 高齢者虐待への対応

内 容 高齢者虐待防止法に基づき、市の責務として関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実 績 ○養護者による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	23	24	25
通報件数	62	92	104
虐待と判断	45	48	60
虐待ではない	12	20	16
判断に至らず	6	23	27

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

○養介護施設従事者等による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	23	24	25
通報件数	3	12	11
虐待と判断	1	1	4
虐待ではない	2	6	7
判断に至らず	0	3	1

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

(4) 高齢者見守りネットワーク事業

開始年度 平成20年度

内 容 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の「孤立」を防ぐための見守り体制を構築するとともに、地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域づくりを推進する。

実施状況 ○平成20年度から、平成24年度8月まで、単身高齢者を対象として実施  
○平成25年3月から、高齢者のみ世帯に対象者を拡大し、実態把握を実施  
平成25年3月末時点で42町の実態把握が終了

○実態把握対象町の実績

- ・高齢者のみ世帯数 2, 885世帯（住民基本台帳により抽出）
- ・高齢者のみ世帯の世帯員数 5, 804人（住民基本台帳により抽出）
- ・実態把握対象者数 2, 810人（うち、孤立の心配がある高齢者）
- ・実態把握実施者数 1, 238人（うち、訪問により実態把握できた数）
- ・実態把握未実施者数 1, 572人（実態把握できなかった数）

※実態把握により、新たに何らかの見守り（サービス利用など）につながった高齢者 77人